

一 般 支 援 資 金

1 目 的

この資金は、中小企業者等の育成振興に資するため信用を保証し、これに必要な資金を融資することによりその経済的地位の向上、経営基盤の安定を図ることを目的とする。

2 融 資 対 象

この資金の融資の対象となる者は、市内に事業所を有し、今後も事業を継続しようとする中小企業者等とする。

3 融 資 条 件

この資金の融資条件は次のとおりとする。

(1) 資金使途、融資限度額、融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
運転資金	4,000万円	10年以内 (2年以内)	別に定める。
設備資金	6,000万円	15年以内 (3年以内)	

※経営革新等支援機関または商工会議所の経営指導を受けており、経営改善等確認書（様式8）により、経営改善に努めていると認められる者については、融資利率が優遇される。

※資金使途については、運転・設備資金の併用も認める。ただし、併用の場合の融資条件は、運転資金の範囲内とする。

(2) 返済方法

原則として均等分割月賦返済または一括返済

(3) 信用保証

すべて保証協会の保証付きとする。

(4) 担保および保証人

保証協会の定めるところによる。

4 融 資 の 報 告

金融機関は、毎月10日までに前月中のこの資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。